

令和2年7月30日

第101回 神戸市個人情報保護審議会

感染症業務における全庁ファイルサーバを
利用した本庁保健所及び区保健センター間
での個人情報の共有について

(健康局)

神健保予第 1191 号
令和 2 年 7 月 20 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

感染症業務における全庁ファイルサーバを利用した
本庁保健所及び区保健センター間での個人情報の共有について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限について」)

担当：健康局保健所予防衛生課

感染症業務における全庁ファイルサーバを利用した
本庁保健所及び保健センター間での個人情報の共有について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限について」)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

○ 当該システムにて取り扱う情報項目

・ 基本情報

➤ 個人基本情報

受付年月日、姓名(漢字)、姓名(フリガナ)、生年月日、年代、性別、国籍、住所、管轄保健所、連絡先電話番号、メールアドレス、職業、勤務先/学校情報、緊急連絡先、濃厚接触者の場合は契機となった感染者の方の ID

➤ ◎福祉部門との連携の要否

障害/生活保護/保育者確保/介護者確保/その他(自由記載)の分類

➤ 同居者情報

高齢者、基礎疾患のある者、免疫抑制状態である者、妊娠中の者、医療従事者と同居しているかどうか

➤ メモ欄

・ 検査・診断に関する情報

➤ 問診関連情報

問診年月日、診断医療機関名、医療保険証被保険者番号、◎症状

➤ ◎基礎疾患の有無等

呼吸器疾患(COPD等)、糖尿病、高血圧、脂質異常症、脳血管疾患、認知症、その他の基礎疾患(自由記載)、服薬中の薬剤(薬剤名)、免疫抑制剤使用・抗がん剤使用・透析治療中・妊娠・喫煙関連情報(妊娠数、喫煙開始年齢・1日の本数)

➤ ◎その他特記事項

➤ ◎過去の入院に関する情報

➤ ◎検査記録

検体採取年月日、検査実施機関(外来名等)、連絡予定年月日、結果判明年月日、検査機関名、検体材料の種別、検査方法、行政検査かどうか、検査結果、他の菌・ウイルスに関する検査結果、患者の症状や治療に関する情報

➤ ◎症状経過記録

発熱の有無、呼吸器症状、嘔気・嘔吐、結膜充血、頭痛、全身倦怠感、関節筋肉痛、下痢、意識障害、けいれん、胸痛、腹痛、食思不振、脱力、発疹、出血、掻痒感、治療経過、治療薬、供血歴、臓器移植歴、医療機関名・所在地、入院の有無、入院期間

- 患者の調査に関する情報
 - 行動調査
行動歴、接触歴、場所、状況、接触者氏名、接触者連絡先、旅行、入浴状況、
土壌作業の有無
 - 食事調査
食事内容、購入・飲食店名、共通喫食者、調理方法、調理者
 - 環境調査
住居形態、トイレ、下水道、飲料水、炊事場、風呂、動物飼育、衛生害虫、
加湿器、エアコン、水しぶきが発生する場所
 - 接触者リスト
患者 ID、患者氏名、調査者氏名、氏名、続柄、生年月日、年齢、性別、患者
との最終接触日、健康観察終了日、◎基礎疾患、◎観察期間内の発症、連絡
先、◎備考（接触情報状況等）、◎接触者の症状、◎検査所見
 - ◎健康観察票（患者、接触者）
体温、呼吸器症状、嘔気・嘔吐、結膜充血、頭痛、全身倦怠感、関節筋肉痛、
下痢、意識障害、けいれん、胸痛、腹痛、食思不振、脱力、発疹、出血等
- 集団発生したときの情報
 - ◎疾患名、◎主な症状、施設名、連絡先、通報日時、◎通報内容、◎発生
状況、施設の状況、人数、感染拡大のリスク、今後の方針と対応、対応終
了時状況

感染症業務における全庁ファイルサーバを利用した 本庁保健所及び区保健センター間での個人情報の共有について

1. 趣 旨

新型コロナウイルス等の感染症対策は、本庁保健所と各区保健センターが連携して対策に取り組むため、相互に様々な情報を共有しながら業務を行っているが、これまでは添付ファイルにパスワードを付した電子メール、FAX等を使用して情報共有しており、送付誤りによる情報漏えいや事務の効率化の観点から課題があった。

新型コロナウイルスに関する情報については、厚生労働省が構築し、7月1日付個人情報保護審議会において諮問した、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）」を利用することで情報共有が可能となっているが、新型コロナウイルス以外の感染症については、同システムを使用することができない。また、新型コロナウイルス感染症においても「HER-SYS」の登録情報だけでは聞き取り調査等の実務において不十分であり、より詳細な追加情報について本庁保健所と各区保健センターがやりとりをするためには全庁ファイルサーバを利用する方が効率的である。

このような状況から、新型コロナウイルス感染症や麻疹、レジオネラ症、鳥インフルエンザやコレラ等の感染者等に関する情報を、本庁保健所と区保健センター間で全庁ファイルサーバを利用して、情報漏えいリスクを低減しながら、正確かつ効率的に共有できる仕組みを構築する。

2. 事務の流れ

(1) 医療機関から発生届が提出された場合【別図-1】

- ① 新たな感染者が発生すると、医療機関から発生届が本庁保健所に提出される。
- ② 本庁保健所は、医療機関から提出された発生届をスキャンしてデータ化する。
- ③ 本庁保健所は、データ化した発生届を、同医療機関を管轄する区保健センターのフォルダ（全庁ファイルサーバ内）に保存して共有し、感染者の調査を依頼する。
- ④ 依頼を受けた区保健センターの保健師が全庁ファイルサーバから発生届を取得する。
- ⑤ 発生届の内容に基づき、感染者や接触者を訪問して、調査項目をヒヤリングする。
- ⑥ 保健師は、ヒヤリングにて把握した情報をもとに、事務処理用PCを用いてExcel形式等で作成した各種の調書や資料、診療記録等を作成する。
- ⑦ 作成した調書等を全庁ファイルサーバに保存して、本庁保健所と情報共有する。

- ⑧ 以後、記録した感染者等の情報が更新される都度、ファイルサーバ内のデータを更新することで、本庁保健所と区保健センターが最新の情報を共有する。
- ⑨ 本庁保健所及び区保健センターは、必要に応じて全庁ファイルサーバからデータを取得し、訪問調査や感染者や接触者の状況把握等に利用する。

(2) 市外の保健所から管轄変更や接触者の情報提供があった場合【別図-2】

- ① 感染者の入退院、転院、転居等により、管轄が変更となる場合や感染者の接触者が保健所管内にいる場合、他の保健所から移管となる感染者や接触者の情報は、本庁保健所に提供される。
- ② 本庁保健所は、他の保健所から提供された情報をスキャンして事務処理用 PC に取り込む。
- ③ 事務処理用 PC に取り込んだ感染者や接触者の情報を、所管する区保健センターのフォルダ（全庁ファイルサーバ内）に保存して共有する。
- ④ 区保健センターの保健師は、全庁ファイルサーバから提供された情報を取得する。
- ⑤ 取得した情報に基づき、感染者や接触者を訪問して、調査項目をヒヤリングする。
- ⑥ 保健師は、ヒヤリングにて把握した情報をもとに、事務処理用 PC を用いて Excel 形式等で作成した各種の調書や資料、診療記録等を作成する。
- ⑦ 作成した調書等を全庁ファイルサーバに保存して、本庁保健所と情報共有する。
- ⑧ 以後、記録した感染者等の情報が更新される都度、ファイルサーバ内のデータを更新することで、本庁保健所と区保健センターが最新の情報を共有する。
- ⑨ 本庁保健所及び区保健センターは、必要に応じて全庁ファイルサーバからデータを取得し、訪問調査や感染者の状況把握等に利用する。

(3) 区保健センター間で管轄変更や接触者の情報提供があった場合【別図-3】

- ① 感染者の入退院、転院、転居等で区保健センターの管轄が変更となる場合や感染者の接触者が感染者とは別の区保健センター管内にいる場合は、区保健センターから移管となる感染者や接触者の情報が本庁保健所に提供される。
- ② 本庁保健所は区保健センターから提供された情報をスキャンして事務処理用 PC に取り込む。
- ③ 事務処理用 PC に取り込んだ感染者や接触者の情報を、新たに所管する区保健センターのフォルダ（全庁ファイルサーバ内）に保存して共有する。

- ④ 新たに所管する区保健センターの保健師が全庁ファイルサーバから提供された情報を取得する。
- ⑤ 取得した情報に基づき、感染者や接触者を訪問して、調査項目をヒヤリングする。
- ⑥ 保健師は、ヒヤリングにて把握した情報をもとに、事務処理用 PC を用いて Excel 形式等で作成した各種の調書や資料、診療記録等を作成する。
- ⑦ 作成した調書等を全庁ファイルサーバに保存して、本庁保健所と情報共有。
- ⑧ 以後、記録した感染者等の情報が更新される都度、ファイルサーバ内のデータを更新することで、本庁保健所と区保健センターが最新の情報を共有する。
- ⑨ 本庁保健所及び区保健センターは、必要に応じて全庁ファイルサーバからデータを取得し、訪問調査や感染者の状況把握等に利用する。

3. 効果

- (1) 本庁保健所、区保健センターの間で、必要なファイルの受け渡しが効率的に行えるようになる。また、相互に同一のファイルを更新することで、最新のデータの受け渡しの手間が省け業務効率が向上する。
- (2) これまで電子メールや FAX 等で送付していた感染症にかかる個人情報について、誤送信による漏洩リスクを回避することができる。

4. 実施計画

諮問後、速やかに実施予定

5. 個人情報保護対策

神戸市個人情報保護条例、電子計算機処理に係るデータ保護管理規程、および神戸市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 情報共有は全庁ファイルサーバに作成したプロジェクトフォルダで実施する。全庁ファイルサーバは、PC 統合管理システムの認証機能と連携し、事務処理用 PC からの接続に対して、端末・利用者を特定のうえ、属性に基づきアクセス制御を行うことが出来るため、関係職員のみがシステムフォルダにアクセスできる。
- ② 当プロジェクトフォルダは、情報系ネットワーク（イントラネット）にのみ接続し、外部のインターネット環境には接続しない。

- ③ 全庁ファイルサーバは日次でバックアップを行っているため、本システムの情報もそれに準じてバックアップされる。
- ④ 全庁ファイルサーバの構成機器は、厳重に入退室管理を行う外部データセンター内に設置されている。
- ⑤ プロジェクトフォルダ内に区保健センター別のフォルダを作成し、各区保健センターは自らのフォルダにしかアクセスできないように制限をかける。
(保健所予防衛生課はすべての区保健センターのフォルダにアクセス可能)

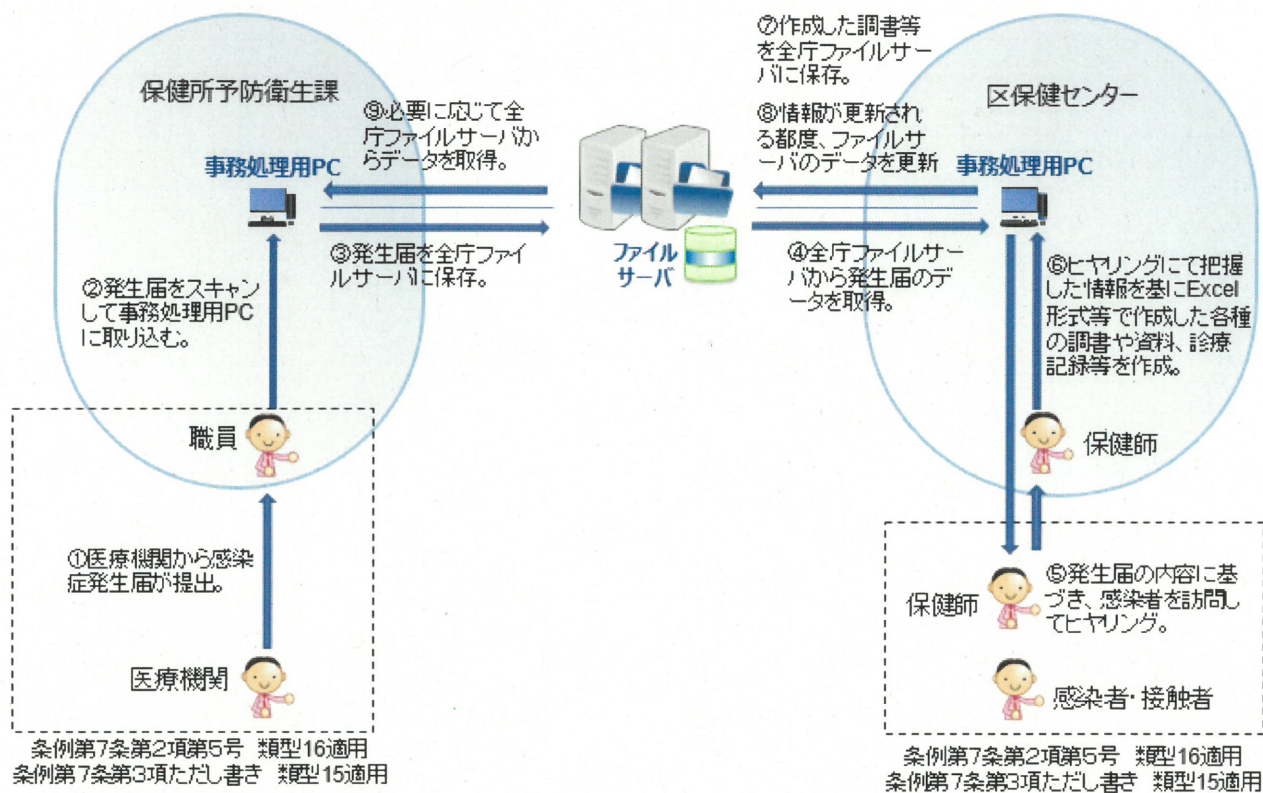
(2) 運用上の保護

- ① 全庁ファイルサーバのプロジェクトフォルダに個人情報ファイルを保存する際には、保存するファイルにパスワードを設定する。
- ② 設定するパスワードは本庁保健所及び区保健センターの関係職員のみで使用する。
- ③ 保健所予防衛生課はすべての区保健センターのフォルダにアクセス可能なため、区をまたいだ情報共有が必要なケース(入退院、転院、転居等の管轄が変更となる場合、感染者の接触者情報を提供する場合)に限り、区保健センターのフォルダから別の区保健センターのフォルダに情報を異動するようにルールを定める。
- ④ 個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

6. 全体概要図

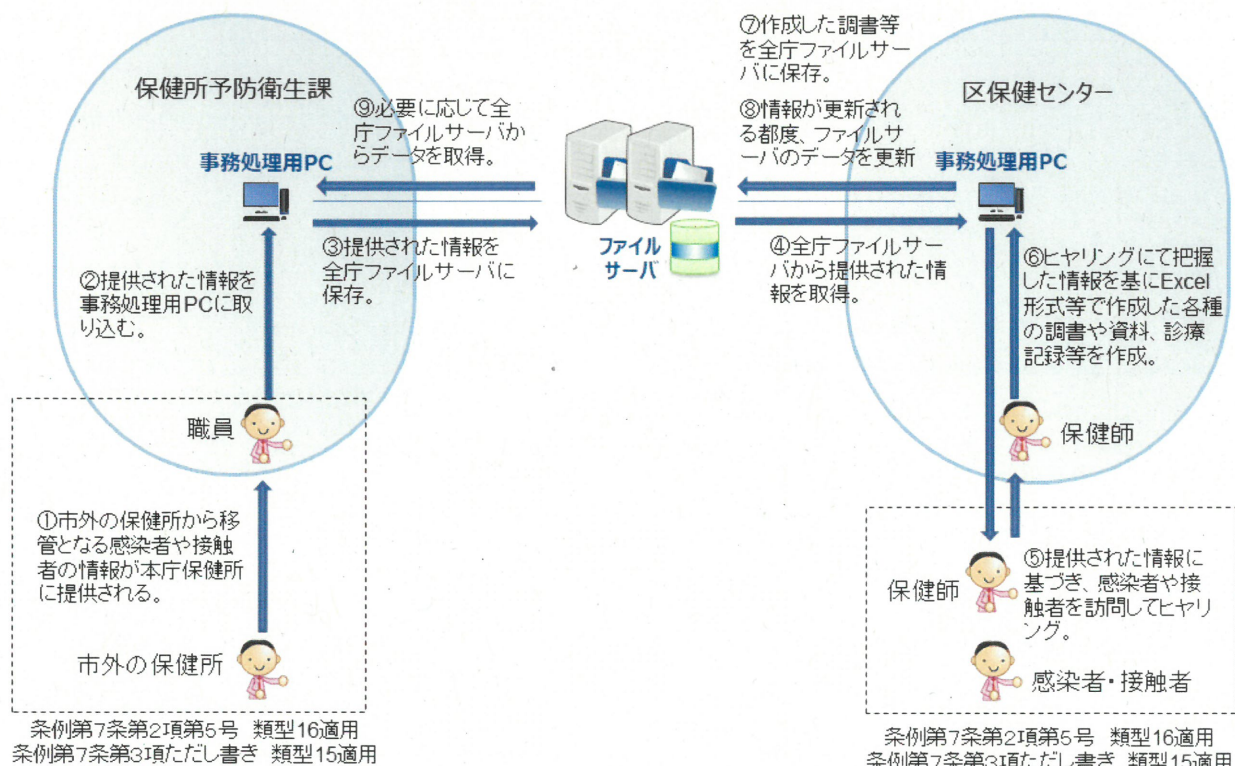
別図-1

保健所と保健センターにおける情報共有 全体概要図
(医療機関から発生届が提出された場合)



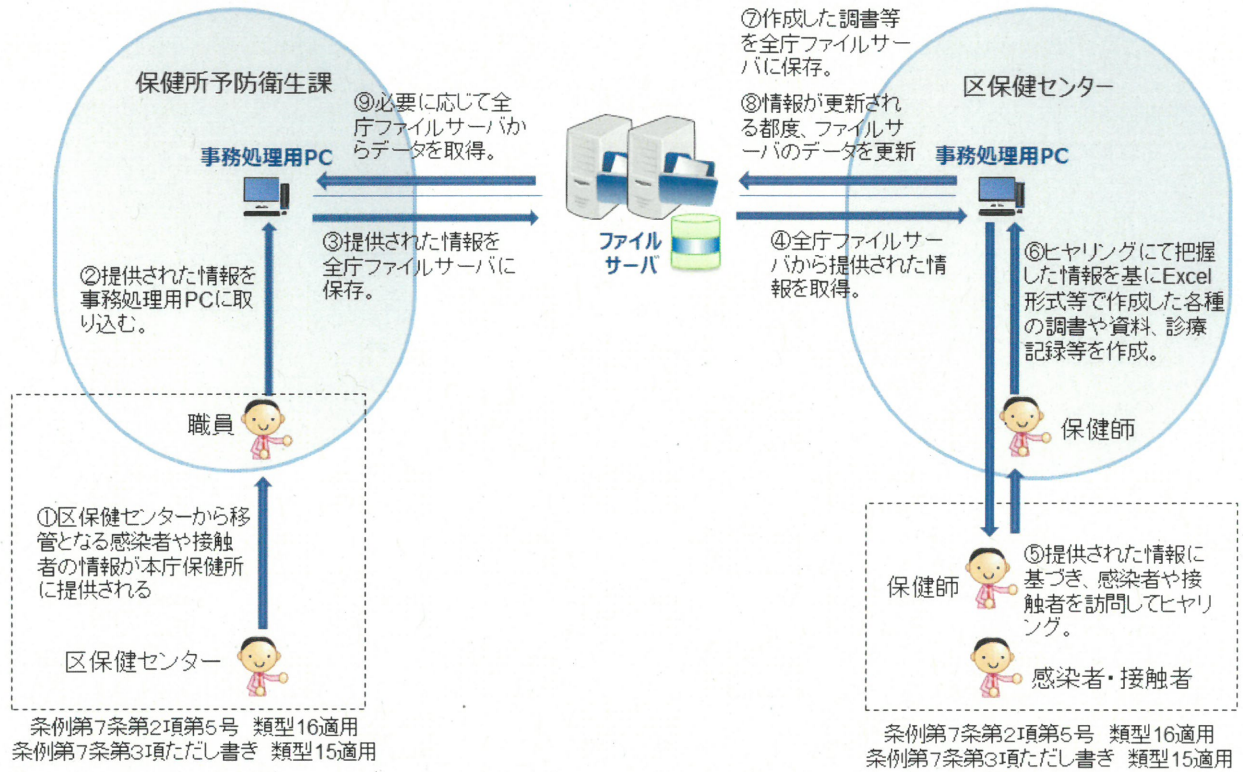
別図-2

保健所と保健センターにおける情報共有 全体概要図
(市外の保健所から管轄変更や接触者情報の提供があった場合)



別図-3

保健所と保健センターにおける情報共有 全体概要図
(区保健センター間で管轄変更や接触者の情報提供があった場合)



7. システム構成図

別図-4

保健所と保健センターにおける情報共有 システム概要図

